

5月の
「家庭の日」は、
5月15日です！



「家庭の日」シンボルマーク



「家庭教育を実践する日」の具体的な取組として、「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を推進しています。

ご家庭ごとの「あるといいなあ」と思われる約束について、家族での話し合いを通して作り、見守り、振り返ることを実践してみませんか。

この機会に、家庭の大切さや家族のあり方について、見つめ直してみてください！



「家庭教育を実践する日」をご存じですか？

これは「岐阜県家庭教育支援条例」に基づき「家庭の日（毎月第三日曜日）」と「早く家庭に帰る日（8のつく日）」を合わせて「家庭教育を実践する日」としています。

お手伝いで「ほめる子育て」

子どもたちの自己肯定感を高めてみませんか

いつでも、どこでもできる「お手伝い」で、子どもたちにメッセージを届けましょう。

取組方法

- 1 お手伝いの内容を家族で決める
- 2 実践
- 3 実践中や実践後に、家族で感謝の思いを伝える

お手伝いをさせる秘訣は？

乳幼児期

○子どもがやりたい手伝いを尊重する。そして、任せたら、見守りましょう！

小学校・中学校

○お手伝いを決めるときは、簡単なことから始めて、任せる！

○できなかった時や、失敗した時も決して叱らず、根気よく！

中学校・高校

○親がお願いした手伝いはやらなければ、毎日の生活の中で自然にできるようになった仕事や手伝いがあるはずです。

○年齢が高くなるにつれて、ほめることが減っていませんか。

○子どもの自立度を、親子で確かめるチャンスになります。

もし取組に困ったら…

◇県では、乳幼児から小・中学生、次世代（高校生）へと切れ目なく「家庭教育プログラム」を取り揃えています。

「家庭教育を実践する日」の取組の参考になるかと思いますので、ごらんください。

◇「家庭教育を実践する日」に関するご相談は、

環境生活政策課生涯学習係(TEL058-272-8752)まで

